

仙台市遊泳用プール指導要綱

(平成5年5月31日衛生局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、多数人が利用する遊泳用プールの水質基準、施設基準及び維持管理基準を定めることにより、その施設における安全管理及び衛生管理を徹底させ、もって遊泳者の安全と衛生を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱は、遊泳用プールのうち、プール本体の水の容量が概ね100m³以上のものを対象とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に設置されるものを除く。

2 この要綱において小規模プールとは、水の容量が前項に満たないものをいう。

(施設基準等)

第3条 遊泳用プールの水質基準、施設基準及び維持管理基準（以下「施設基準等」という。）については、別記のとおりとする。

2 遊泳用プールを設置しようとする者又は開設する者は、施設基準等に従って設置及び管理をしなければならない。

(設置等)

第4条 遊泳用プールを設置しようとする者は、工事着工30日前までに、遊泳用プール工事着工届（様式第1号）を保健所長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- 一 施設配置図
- 二 給水及び排水設備の系統図並びに機器一覧表
- 三 空気調和設備の平面図及び系統図並びに機器一覧表
- 四 プール本体の断面図及び平面図
- 五 消毒機器一覧表
- 六 ろ過装置機器一覧表
- 七 排（環）水口の詳細図

3 遊泳用プールを設置しようとする者は、前2項の届出に変更が生じた場合は、遊泳用プール工事変更届（様式第2号）を速やかに保健所長に届け出なければならない。

(開設、変更及び休廃止)

第5条 遊泳用プールを開設しようとする者は、開設届（様式第3号）を遊泳用プールの使用を開始する日の10日前までに保健所長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者（以下「プール設置者」という。）は、開設届出後、前条又は前項の届出に変更が生じた場合は、変更届（様式第4号）を速やかに保健所長に届け出なければならない。

3 プール設置者は、遊泳用プールを休止又は廃止したときは、遊泳用プール休止（廃止）届（様式第5号）を速やかに保健所長に届け出なければならない。

(報告徴収・立入検査)

第6条 保健所長は、必要があると認めるときは、プール設置者その他の関係者から必要な報告を求め、又は本市の職員を遊泳用プールに立ち入らせ、その施設基準等若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

2 前項の職員は、環境衛生監視員の身分を有するものとする。

(改善の指導)

第7条 保健所長は、前条第1項の規定による報告又は検査の結果、必要があると認めるときは、プール設置者に対し遊泳用プールが施設基準等に適合するように指導することができる。

(小規模プール)

第8条 小規模プールを設置しようとする者又は開設する者は、施設基準等に準じて設置及び管理するよう努めなければならない。

(書類の経由)

第9条 この要綱の規定による保健所長に対する書類の提出は、保健所の支所のうち当該遊泳用プールの所在地を所管するものの長を経由して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定は、この要綱の施行の際、現に遊泳用プールを多数の人の利用に供している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは「設置している者」と、「工事着工30日前までに」とあるのは「この要綱の施行の日から30日以内に」とする。また、第4条第1項の規定についても同様に適用し、この場合においては、同項中「開設しようとする者」とあるのは「開設をしている者」と、「当該届出に係る工事の完了後、遊泳用プールの使用を開始する日の10日前までに」とあるのは「遊泳用プール工事着工届提出後速やかに」とする。

3 前項の規定に基づき届出をした者は、第4条第2項に規定するプール設置者とみなす。

4 第3条第1項の規定は、この要綱の施行の際、現に遊泳用プールの設置の工事に着手している者についても適用する。この場合において、「を設置しようとする者」とあるのは「の設置工事に着手している者」と、「工事着工30日前までに」とあるのは「この要綱の施行の日後30日又は当該工事の完了の日のいずれか早い日までに」とする。

附 則 (平成13年3月30日改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月27日改正)

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月28日改正)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月18日改正)

(実施期日)

この改正は、平成19年6月18日から実施する。

附 則 (平成25年3月27日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成27年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正の実施の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成31年4月17日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この改正の実施の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和元年11月28日改正)

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。